

大郷町 1

事業名	排水設備設置工事費補助金交付制度（浄化槽）						
事業主体	大郷町						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	町で設置する浄化槽は本体工事のみであり、トイレ改造、配管工事は個人負担となるため、宅外配管工事の一部を補助するもの						
補助対象要件	・町の浄化槽を設置した個人が所有する一般住宅及び店舗付住宅とし、賃借住宅は除く ・町税及び公共下水道等の分担金並びに水道料金を滞納していないこと						
補助金額等	宅外配管工事1mにつき8,850円を上限として、最大10mまで、限度額を8万8,500円とする。						
補助申請期間	申請随時受付						
その他							
ホームページ	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/soshiki/jyogesui/						
お問合せ先	大郷町上下水道課下水道建設係 022-359-5516						

事業名	水洗便所等改造資金利子補給制度（浄化槽）
事業主体	大郷町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	浄化槽設置区域内の皆様にも一日も早く水洗化していただくため、水洗便所の改造及びこれに伴う排水設備工事等の資金を、町が指定する融資機関から融資を受けた場合、その利子分を町が補給（支払い）するもの
補助対象要件	・浄化槽設置区域内において、水洗便所への改造等、排水設備工事を行う建築物の所有者又は占有者であること ・町税及び公共下水道等の分担金並びに水道料金を滞納していないこと ・改造資金の返済能力があること ・連帯保証人があること
補助金額等	排水設備工事費に係る融資資金額（70万円限度）の利子を町が直接融資機関へ補給します
補助申請期間	申請随時受付
その他	
ホームページ	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/soshiki/jyogesui/
お問合せ先	大郷町上下水道課下水道建設係 022-359-5516

事業名	大郷町戸別合併処理浄化槽整備事業						
事業主体	大郷町						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的とし、町で浄化槽(本体)を設置し、事業費の一部を負担していただくもの														
補助対象要件	公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業採択区域以外の場所に設置にする住宅の浄化槽で、また以下に該当しないこと。 (1) 住宅を借りている者で、浄化槽の設置について賃借人の承諾が得られない者 (2) 住宅を販売する目的で浄化槽付住宅を建築する者 (3) 住宅を賃貸する目的で浄化槽付住宅を建築する者														
補助金額等	<table><tr><td>受益者分担金</td><td></td><td>使用料</td></tr><tr><td>5人槽</td><td>44,500円</td><td>月額 3,150円</td></tr><tr><td>7人槽</td><td>51,500円</td><td>3,360円</td></tr><tr><td>10人槽</td><td>65,000円</td><td>3,660円</td></tr></table>			受益者分担金		使用料	5人槽	44,500円	月額 3,150円	7人槽	51,500円	3,360円	10人槽	65,000円	3,660円
受益者分担金		使用料													
5人槽	44,500円	月額 3,150円													
7人槽	51,500円	3,360円													
10人槽	65,000円	3,660円													
補助申請期間	申請随時受付														
その他															
ホームページ	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/soshiki/jyogesui/														
お問合せ先	大郷町上下水道課下水道建設係 022-359-5516														

大郷町 4

事業名	大郷町住宅リフォーム助成事業
事業主体	大郷町

対象者	☒ 個人(持ち家)			☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)			☒ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	住宅（持ち家）、空家の所有者及び賃借者が、住宅の修繕や改修、模様替えなどの工事をおこなうものに対し費用の一部を助成するもの
補助対象要件	（１）町内に住宅を所有し、その住宅に引き続き居住するためにリフォームする方。 （２）町内に居住している方が町内の空き家等を購入または賃借して居住のためにリフォームし、転居を予定している方。 （３）町外に居住している方が町内の空き家等を購入または賃借して居住のためにリフォームし、住民登録後に５年以上居住する意思のある方。 ※上記（１）及び（２）は町税や負担金等を完納していること（世帯全員） ※上記（２）及び（３）は大郷町空き家バンクに利用希望者登録していること ※対象となるリフォームは申請年度の２月末までに完了すること
補助金額等	・対象となる工事に係る改修費の５分の１に相当する額で、交付対象者により次のとおりとなります。（千円未満の端数は切り捨て） ① 町内居住者の持ち家リフォーム 限度額 １０万円 ② 町内居住者が空き家等を購入または賃借して実施するリフォーム 限度額 １０万円 ③ ①及び②で１８歳未満の扶養親族が同居する場合 限度額 ３０万円 ④ 町外居住者が空き家等を購入または賃借して実施するリフォーム 限度額 ５０万円
補助申請期間	４月１日から翌年２月末日まで
その他	工事着手前に、見積書、図面、着手前写真等を添付のうえで申込が必要
ホームページ	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/soshiki/machidukuri/housereform.html
お問合せ先	大郷町役場 まちづくり政策課 022-359-5537

事業名	生ごみ処理機購入補助事業
事業主体	大郷町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	町内の各世帯から排出される生ごみの減量化及び堆肥としての資源化、並びに収集ごみの減量意識の高揚を図ることを目的として、家庭用生ごみ処理機及び家庭用生ごみ処理容器購入費用の一部を助成するもの
補助対象要件	(1) 町内に住所を有し、生ごみ処理機を購入し、かつ、有効に利用するもの。 (2) 過去 5 年度内に処理機の購入費補助を受けていないもの。 (3) 対象となる生ごみ処理機及び補助対象数は、次に掲げるものとする。 1) 家庭用生ごみ処理容器 … 1 世帯につき 2 基まで 2) 家庭用生ごみ処理機（脱水式、発酵式等の処理機能を有するもので処理された排出物は、利用又は処理可能であるものに限る。） … 1 世帯につき 1 基
補助金額等	(1) 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機 1 基当たり、購入価格の 2 分の 1 に相当する額とし、その額に 1 0 0 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 (2) 前項の金額が生ごみ処理容器については、3, 0 0 0 円を超える場合、3, 0 0 0 円を限度とする。生ごみ処理機については、3 0, 0 0 0 円を超える場合、3 0, 0 0 0 円を限度とする。
補助申請期間	申請随時受付
その他	
ホームページ	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/life/1/18/
お問合せ先	大郷町町民課環境衛生係 022-359-5504

事業名	大郷町住宅取得支援事業補助金
事業主体	大郷町

対象者	☐ 個人(持ち家)			☐ 個人(賃貸)			☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)			☐ 改修・増築			☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他		

概要	町が造成する分譲地又は民間事業者が町内に造成する民間分譲地を取得し、新築住宅を建設する方又は建売住宅を購入する方に対して補助金を交付するもの。
補助対象要件	(1) 以降に分譲地を取得し住宅を建築する方で、分譲地取得後 2 年以内に住宅の建築が完了すること。 (2) 分譲地内にある建売住宅を購入する方で、購入後 3 か月以内に住宅の引渡し完了すること。 (3) 取得のとき、当該住宅に同居する配偶者がおり、配偶者との年齢の合計が 90 歳以下、又は当該住宅に同居する 18 歳未満の扶養親族がいること。 (18 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある扶養親族を含む。) (4) 申請日の属する年度の前年度までにおいて納付すべき町税等の滞納がないこと。(新規転入者は、前住所地において住民税等の滞納がないこと。) (5) 申請者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
補助金額等	1 基本補助金 20万円 2 加算補助金 町内建築業者により建築された新築住宅又は建売住宅を取得した場合は、基本補助金に30万円を加算する。
補助申請期間	申請随時受付
その他	新築住宅 工事着手前又は住宅建設契約締結後速やかに申請が必要 建売住宅 住宅売買契約締結後速やかに申請が必要
ホームページ	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/soshiki/machidukuri/jyutaku-sien.html
お問合せ先	大郷町役場 まちづくり政策課 022-359-5537

事業名	大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金
事業主体	大郷町

対象者	☐ 個人(持ち家)			☐ 個人(賃貸)			☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)			☐ 改修・増築			☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他		

概要	若者・子育て世代の新築住宅を取得した方に、住宅の家屋または家屋及び宅地の固定資産税額に相当する額を5年間交付します。
補助対象要件	(1) 同居する配偶者との年齢の合計が90歳以下、または15歳未満の子を扶養している方で新築住宅を取得した方 (2) 交付対象者及び同一世帯の全員に、町税及び税外収入金に滞納がない方 (3) 町が布設する下水道（公共下水道地区及び農業集落排水事業地区）又は合併処理浄化槽を設置することができる方（合併処理浄化槽設置地区） (4) 居住地の行政区に加入し、積極的に地域コミュニティ等に参加できる方 (5) 交付対象者又はその同居者(同居者になろうとするものも含む。)が大郷町暴力団排除条例（平成25年大郷町条例第4号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でない方
補助金額等	1 交付対象者が当該年度に納付した対象となる新築住宅の家屋又は家屋及び宅地の固定資産税額に相当する額（併用住宅を取得した場合における奨励金の交付額は、居住の用に供する部分に係る固定資産税額に相当する額）又は25万円のいずれか少ない額。 2 奨励金は、最初に奨励金の交付を受けた年度から5年間（以下「奨励金交付期間」という。）交付する。なお、奨励金交付期間に新たに扶養する子が誕生したときは、誕生した年度の翌年度から更に5年間延長する。また、延長の対象となる子は住宅の取得後2人まで。
補助申請期間	毎年6月1日から翌年1月31日まで
その他	
ホームページ	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/soshiki/machidukuri/wakamonosedaisyoureikin.html
お問合せ先	大郷町役場 まちづくり政策課 022-359-5537

事業名	大郷町空き家財道具等処分費用助成費用
事業主体	大郷町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	所有者が空き家の家財道具等を処分するための費用に対し、助成金を交付するもの。
補助対象要件	(1) 大郷町空き地・空き家バンクに登録した物件 (2) 交付決定の日から継続して2年以上大郷町空き地・空き家バンクに登録すること。ただし売却、賃貸借が成立した場合は、この限りではない。 (3) 納期が到来している町税等の滞納がない者であること。 (4) 町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者による残存家財等の処分であること。 (5) 申請のあった属する年度の2月末までに処分・搬出が完了すること。 (6) 大郷町暴力団排除条例（平成25年大郷町条例第4号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でない方
補助金額等	経費の総額の2分の1以内の額（当該額に1千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。
補助申請期間	4月1日から翌年2月末日まで
その他	
ホームページ	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/soshiki/machidukuri/akiyakazaidougusyobun.html
お問合せ先	大郷町役場 まちづくり政策課 022-359-5537